

佐賀県告示第百六十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年四月九日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 起業者の名称 小城市
- 二 事業の種類 小城市本庁舎施設整備事業
- 三 起業地

(一) 収用の部分 佐賀県小城市三日月町長神田字大寺地内

(二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

小城市本庁舎施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である小城市は、本件事業を施行する主体であり、一般会計等により既に財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断さ

れる。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、三日月分庁舎の所在する土地と隣接する土地に、本庁舎の機能と分庁舎の機能を統合した新庁舎等を整備することにより、市民サービスの向上、円滑な業務の遂行、財政運営の効率化等に相当の寄与が見込まれる。

また、小城市においては、平成十七年三月の小城郡四町の合併を契機に、本庁方式への移行について検討委員会等において十分な検討を重ねており、同市総合計画においても「自立した行政経営の確立」を推進していくための重点施策として掲げている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成十一年佐賀県条例第二十五号）に基づく環境影響評価の対象事業ではなく、本件事業の性格上、悪臭、騒音等を生じる施設ではない。起業者が任意に調査をしたところ、希少動植物はなく、本件事業の施行による周辺環境への影響は軽微なものと認められる。

また、埋蔵文化財については起業地内に遺跡分布が確認されていないことから、影響はないものと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の位置、交通の利便性、事業費等を考慮して選

定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、交通の利便性、立地条件等がよい本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### (四) 法第二十条第四号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業の完成は、小城市の将来像に沿った街づくりの先導的役割を担う重点施策であり、防災及び情報発信の拠点となる施設でもあることから、早期に本件事業を施行する必要性があると認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供されるものであることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

小城市役所本庁舎移行推進課